

## 高森町防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防災意識の高揚を図り、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与するため、防災士の認証登録を受けた者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、高森町補助金等交付規則（昭和43年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 講座 機構が認定した研修機関で、機構が定める研修カリキュラムに基づき行う防災士養成研修講座をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 防災士の認証登録時に町内に住所を有する者
- (2) 町内の自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3) 町税等の滞納がない者 ただし、納税の猶予が認められている者を除く。
- (4) 高森町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとし、この要綱による補助以外の補助等がある場合は、その補助額を除くものとする。

- (1) 講座受講料及び教材費
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、40,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第4条に規定する対象経費の支払を証明する書類の写し

(3) 補助金請求書(様式第2号)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請等は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の末日から起算して1年を経過したときは、することができない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 町長は、前項により補助金の交付決定した場合の通知は、支払をもって省略するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 前号のほか、補助金の使途が不適切と認められるとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 防災士育成事業補助金交付申請書（兼実績報告書）

高森町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

高森町防災士育成事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の通り申請及び実績報告します。

なお、この補助金交付決定審査のため申請者の町税等納付状況の確認をすることに同意します。

### 記

防災士登録番号	号
認証登録日	年 月 日
対象経費	円
交付申請額	円 ※限度額40,000円

以上

### ○添付書類

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 対象経費に係る領収書の写し（経費を口座振込・引落でお支払の場合は、請求書及び支払明細書や通帳の写し等、支払が証明できるもの）
- (3) 補助金請求書（様式第2号）

様式第2号(第6条関係)

高森町長様

## 防災士育成事業補助金請求書

	万	千	百	十	円
金額					

ただし、防災士育成事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

金融機関名	銀行 信金 農協 信組										本店 支店 支所
種別	普通 ・ 当座			口座番号							
(フリガナ)											
口座名義人											

※口座名義人は申請者と同一であること。